

質問書に対する回答(その1)

質問事項

No.	項 目 (書類名称、ページ、項目など)	内 容	回 答
1	仕様書 3 (1)②と 5(8)に規定する内容について	❶「特定の団体等に有利あるいは不利とならないように」とあるが、肱南自治会や肱南コミュニティセンターは「特定の団体」に該当しないという解釈でよいのか。 (優先的＝有利となるよう取り扱うことを意味しているのか) ❷ 5(8)の文章中「関係者」とあるのは、具体的に誰を指すのか。	❶御見込みのとおりです。 ❷指定管理者が雇用する職員です。
2	仕様書 4(1)⑧について	目的外使用にかかる業務とはどのような業務か。	後日回答予定
3	仕様書 4(2)①について	「案内表示やパンフレット等を整備する」とあるが、委託者側がデザインを提示し、受注者が印刷をおこなうという理解でよろしいか。	案内表示(簡易)は、受託者側がデザイン、印刷を実施。 パンフレット(チラシ)については、受託者側が主体となりデザインを作成し、委託者側も協力します。印刷は受託者側で行っていただきます。
4	仕様書 4(2)②について	地元地域団体とはどの地域の範囲か。	仕様書 3(1)⑨のとおり、大洲市の肱南地区の範囲です。
5	仕様書 4(2)④について	「予約システム」とあるのは、委託者側で用意されているものを使うということか。受注者側で用意するものなのか。	ホール、オープンテラス(全面占有のみ)は、えひめ施設予約システムの利用が可能であるが、受託者側で利用できるシステムがあれば提案してもらいたい。
6	仕様書 4(2) ⑨について	キャッシュレス決済は必須か。	必須です。
7	仕様書 4(3)①について	❶①販わい創出事業について、アからエに規定する各事業の最低限度の仕様詳細を教えてください。例えば、大洲プラーージュとは、パラソルとイスをしろしたかわみなどに設置し、概ね20名ほどが川を眺めながらくつろげる空間を創出する事業、肱川かわびらき	❶ア 平日、休日問わず、カヌー、サップを貸出するとともに、インストラクターによる丁寧なカヌー体験を提供できる体制の確保。体験料金の設定は、大洲カヌー同好会実施事業を参考に設定してください。 イ 肱川かわびらきは、御見込みのとおりで、これまで開

	は、キッチンカー、テント販売などのマルシェを実施し、カヌー体験を実施する誘客500～1000人規模のイベント など) ② 肱川かわびらきの開催日が規定されているが、実施日を変更することは許容されるのか。 ③ アのカヌー観光事業と、ウのカヌー等貸出事業と仕様書4(2)⑤のカヌー貸出業務の違いを教えてください。 ④ イの依頼型事業（不定期）とは、依頼がなければ実施しなくてもよい事業なのか。 ⑤ エその他の事業に規定されている事業の中で、年間一つでも実施していればよいのか、また、全てを実施する必要があるのか ⑥ 事業実施にあたり、再委託することは可能か。 ⑦ 事業実施の経費について、支出不可の項目はあるのか。（たとえば土地取得費など） ⑧ イの肱川かわびらきが大きい事業と見受けられるが、以前大洲市が行っていた際は、交通誘導等に市の職員が当たっていたようですが、大きいイベントに対して市職員の協力は得られるのか。また、得られない場合となると交通警備費用について、1,350,000 円の経費の中で賄うことを想定されているのか。	催されてきたイベントを継承・発展してください。また、大洲プラージュは、規模は御見込みのとおりで、しろしたかわみなど、オープンテラス、カヌー等を活用して、パラソル、イス等を配置することで、人が集まり、留まる工夫をするとともに、地域団体等と連携して、マルシェやキッチンカーなど積極的にイベント等を招致。依頼型事業は、インストラクター付きのカヌー体験をキャスルステイのオプション、修学旅行、事業所・団体等から依頼された場合に対応。 ウ カヌー等貸出事業は、市が所有するカヌーのみでは、利用者のニーズに応えることが難しいことから、大洲カヌー同好会、愛媛県カヌー協会所有のカヌー、サップを借り受けて貸し出す。 エ 小中学校、保育所等、コミュニティセンター事業のカヌー体験・教室については、カヌーツーリング大会の中学生の練習のほか、チラシ等による広報を実施し、依頼があれば実施する。地域イベント等との連携は、地元地域団体が開催するイベント等に要望があれば、参加や協力を行う。 ② 原則、指定する月日での開催となります。 ③ ア、カヌー観光事業は、「参考 賑わい創出事業イメージ」のとおり、料金を頂いてインストラクターが丁寧にサポートするカヌー等の体験事業、 ウ、カヌー等貸出事業は、大洲カヌー同好会等が所有するカヌー、サップを借り受け(使用料要)、利用者に貸し出すこと、 仕様書4(2)⑤カヌー貸出業務は、市が所有するカヌー艇の貸出で、利用者に対しては、原則、注意事項のみで、要望
--	--	---

			があれば簡単な操作説明を行う程度の、利用者の自主的な利用となります。 ④御見込みのとおりです。 ⑤全てが原則となりますが、最低でも2つ以上の実施をしていただきます。 ⑥協定書第4条により、事前に委託者の承諾を受けた場合は可能となります。 ⑦賑わい創出事業実施に当たり必要な経費としており、目的外で使用することはできません。 なお、土地取得費についてですが、指定管理料で指定管理者の資産を（土地・建物）取得することはできません。 ⑧交通警備費用も経費の中に含まれていますので、指定管理者で実施していただきます。 イベントについて、指定管理者が主導で行っていただくこととなりますが、委託者も可能な範囲で協力することになります。 また、135万円(税抜き)〔税込み額148.5万円〕は、収支精算額です。 これらの事業には、収入40万円(税抜き)〔税込み額44万円〕程度も想定していることから全体の支出は、175万円(税抜き)〔税込み額192.5万円〕程度になると思われます。
8	仕様書4(3)②アについて	①ホームページの開設とあるが、しろしたテラス独自の新規ページ開設が必須であるのか。また、当方既存のページに追加することでも構わないのか。②また、Instagram等のSNSの新規アカウント取得し、運用することでも構わないのか。	①既存ページへの追加で可能です。 ②可能です。
9	仕様書4(3)②ウ、エ、オについて	視察や取材、調査等の依頼があった際に対応すればよいということか。	御見込みのとおりです。

10	仕様書 5(9)について	カヌー振興団体等との誓約書等については、委託者側が調整を行っていただけるのか。	初年度は、委託者が同席して調整を行うことも可能ですが、以後は受託者が行っていただきます。
11	仕様書 6 について	①新しい施設の管理運営ということで、収支計画を立てる上で、委託者側がおこなった委託料の積算根拠となる資料を提供いただけないか。②特に、にぎわい創出事業の経費について。③また、カヌー艇に対して現在委託者側が加入している保険について教えてください。	①指定管理料の内訳概算(税抜き) 【支出】 13,750 千円 人件費 11,000 千円 一般管理費 1,400 千円 賑わい創出事業費 1,350 千円 【収入】 500 千円 ②賑わい創出事業の経費内容 ○カヌー観光事業 【支出】 スタッフ謝金、広告費、ライフジャケット、サップ等購入費等 【収入】 体験料金 ○肱川かわまちづくり等各種事業 【支出】 フラシ作成、渡し舟運行、駐車場等警備、音響設備、消耗品、トイレ・汲取り料、音楽ライブ等謝金、カヌー指導・運営スタッフ謝金等 【収入】 キッチンカー出店料、渡し舟乗船料、依頼型謝金 ○カヌー貸出 【支出】 大洲カヌー同好会等に対する賃借料 【収入】 カヌー、サップ貸出料 ○その他事業 【支出】 カヌー等指導者謝金 【収入】 謝礼等 ③現在加入中のカヌー艇の乗船者傷害保険 保険の種類：普通傷害保険(交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約) 死亡・後遺傷害 446 万円 入院日額 3,000 円 通院日額 2,000 円

12	仕様書 7(2)について	大洲市肱南地域交流センター条例第 11 条中「指定管理者が特別な理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。(読み替え規定による)」とあるのに、利用申請があった都度「事前に委託者に協議を行う」とあるのは、事務処理上、即時に判断する場合や市役所の閉庁日もあり現実的ではないと思われるため、月次報告書にて事後報告することは認められるのか。	減免の一定基準は、規則等により事前に示す予定です。 それ以外で、基準になく「受託者の判断で減免を行う場合」は、「使用申請の都度ではなく」、対象とする団体、イベント等について、事前に委託者に協議を行うこととしています。
13	仕様書 9 について	①仕様書 4(3)①に規定する事業を行う際に必要な河川占用申請等の手続きについては、委託者側で行っていただけるのか。(国土交通省や愛媛県においては地方公共団体やそれに準ずる団体しか申請できないと聞いたことがあるため) ②また、事業実施にあたり、ポスターやチラシ等への記載の際に大洲市教育委員会は「主催、共催、後援、協力」等どのように記載すればよいか教えてください。	①原則、指定管理者側で行っていただきます。 ②大洲市教育委員会は共催となります。